

1 日時：令和6年1月31日（水） 15:20～16:50

2 場所：奈良県人権センター 会議室1

3 出席委員（五十音順）

大井委員、芝田委員、中川委員、揉井委員、森山委員、横山委員、吉岡委員

WEB参加者

株式会社野生動物保護管理事務所（WMO）田中氏（「奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 第5次計画（第1回変更）」の調査委託業者）

4 審議会鳥獣部会の開会

・会議の成立について

委員8名中7名の出席があり、奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定により会議は成立

・部会長選出

奈良県自然環境保全条例（奈良県自然環境保全審議会）第16条3項により横山委員を選出

・部会長職務代理者の指名

奈良県自然環境保全条例第16条5項により、部会長の専決事項により吉岡委員を指名

・議長選出

奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第3項の規定により横山部会長を選出

・会議の公開

奈良県自然環境保全審議会の会議の公開等の取扱いにより会議の公開を決定

・議事録署名委員の指名

中川委員並びに揉井委員を指名

5 議事の概要

知事からの諮問案件は1件 報告案件は5件

<審議案件>

第1号議案（1）奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 第5次計画（第1回変更）について

報告案件（2）奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画のモニタリング報告について

■説明

（事務局）概要説明

■意見等

（吉岡委員）

毎年4,000頭を目標捕獲頭数にすると、生息数は令和8年度には3,800頭になるという推定されているが、それで良いか。

（中川委員）

豚熱の影響で生息数は減って当然です。考えている以上に深刻だと思います。

（吉岡委員）

有害鳥獣の捕獲の頭数をそこまで増やさないといけないのか。もちろん被害が大きいのは困るが、どのようなものですか。

（中川委員）

捕獲目標をいくら増やしてもいないものは捕れない。

（大井委員）

表2での推定生息数というのは、それぞれの年度当初の推定生息数ということですか。

（事務局）

WMOの田中さん、年度末時点の生息数というような考え方でよいですか。

(田中氏)

それで間違いありません。ここで推定している個体数は、イノシシは、春先に子供を産んでそこで増える。その辺りから有害捕獲が始まってどんどん数が減っていく。秋になると狩猟が始まって捕獲をするのでまた減っていく。最後の3月31日時点の個体数を推定している。

(大井委員)

年度当初の個体数は推定されていて、それに繁殖分を加えて、それから目標捕獲数を引いたものが、推定生息数になるということですか。

(田中氏)

そういうことになります。

(大井委員)

年度当初の生息数は、いつのデータをベースにして推定されていますか。

(田中氏)

前年度末ということになります。

(大井委員)

令和5年度末の生息数は、いつまでのデータを基に推定されていますか。

(田中氏)

各年度の出猟カレンダー調査の値をもとに推定をしている。ただ年度末と猟期間に若干のタイムラグがあるので、出猟カレンダーの目撃効率や、捕獲効率を、平均的な1年の猟期間で平均的な値を、その猟期の中間時期あたりに設定して、そこから猟期間に何頭ぐらい捕られたかという、その調査時期と年度末のずれを想定して推定をしている。

(大井委員)

「豚熱の影響で、令和3年度から比べると令和4年度もまた生息数が抑えられてると考えられるが、回復基調にある。」とあったが、令和5年度はイノシシの繁殖というのは、令和3年度よりも増えているのではないかと、そういった傾向は見られませんか。

令和5年度が、もし回復基調にあるということならば、その令和5年度のデータも加味すると、この推定はちょっと過小評価になっているのではないかと危惧している。

(田中氏)

推定するには、実際に捕られたデータを使う必要がある。令和5年度に捕られたデータはまだ完了していない。まだ猟期も捕獲も続いているので、年度の値として確定をしていない。このような場合、令和5年度末の個体数は推定できません。

現状では、推定を使う情報がまだ確定していないので、今年度の内容については、何か言うことはできません。あくまでも令和4年度末時点の個体数の結果です。

情報がまだそろっていないので、豚熱からの回復で、個体群が回復傾向にあるかどうかは、現状で判断できないということです。

(大井委員)

きちっと出ているデータをベースに試算されたということで、よくわかります。ただ、出てきた値をどういうふうに読めばいいかということで、過小評価の心配はないかという話です。

(田中氏)

過小評価も過大評価も両方可能性としてはあります。個体数は、推定が難しいもので、個体数推定を実施する中で、その不確実性を含めて考えなければいけません。

資料1-2の3ページ図5-3に、個体数推定の結果が示しているが、個体数は幅を持った数として推計をしている。この点線に挟まれた間のどこかに実際の個体数が入る可能性が高いということです。

特に黒い線のところが、確率として一番高いということを示しています。あくまでもこの値であるということを示しているわけではありません。大体、5,000頭ぐらいから15,000頭ぐらいの間には、90%の確率で推定されるだろうという結果がこちらで示しているものです。

当然それよりも低い可能性も、高い可能性もあるが、それは確率で示しています。

(大井委員)

推定法の限界を踏まえて回答していただいたと思うが、イノシシの個体数は、繁殖率ともに回復傾向にあつて、それが個体数の増加に結びついた場合に、また深刻な被害、また管理が難しくなるということで、管理する側の姿勢として、この推定数を鵜呑みにするのではなく、捕獲の限界ということも、猟友会会長さんもおっしゃいましたが、できる限り

捕獲努力を上げる、そういう方向性で取り組んでいただきたいという意見です。

(横山部会長)

ありがとうございます。吉岡委員はいかがですか。

(吉岡委員)

それで結構です。

(横山部会長)

増加率の推定はできていますか。

(田中氏)

個体数推定のモデルの中に増加率と密度効果を推定するための環境収容力というパラメーターも同時に推定しています。

(横山部会長)

増加率はどのくらいと推定されていますか。

今、生息数が少ない状況での捕獲は、当然ないので捕れないので、捕獲目標を下げる。ということですが、生息数が急激に下がってまた急激に上がるのではないかと懸念がある。イノシシは、4、5頭を生みますので、今は4,000頭でいいが、3年間続けて大丈夫か、その回復の状況に合わせて、ちょっと修正するとか、目標なので絶対捕らなければならないことではないと思うが、捕獲目標下げると、捕獲数がちょっと下がってくるころか懸念事項かなど。捕れなくてもいいから目標が高くとか、そういうところは必要ないのかと思います。

(田中氏)

増加率については、特に豚熱からの回復の兆しが見える令和4年度は、1.7倍近くの値を推定しています。資料1-2の3ページのところに、推定に使用したデータを示しています。令和4年度の折れ線グラフが、急激に上がっているところが、捕獲数も1.5倍まではいかないが、かなり増えている。というところがあります。そうすると回復期にはある。そういう場合は、どうしても推定される増加率が高くなるので、比較的高い値が推定されます。

(横山部会長)

今の生息数が1.7倍上昇していく可能性があるということを見越して検討した方がいいかなと思います。せっかく減っていますので、それを何とか維持していくという努力を続けないと、また元の木阿弥になってしまうということが心配です。

今の段階では3年間4,000頭への変更でよいと思いますが、ただ、ちょっと違う状況変化が起こってきた場合には、またご検討いただくという形が理想かなと思います。いかがですか。今の段階では、一旦、改正としては、4,000頭ということではよろしいですか。

(各委員)

はい。

(横山部会長)

現段階では、概ね異議はないでいいと思います。これで3年間本当に続けるかどうかは、来年、再来年の状況を見て、お答えをいただくということで、よろしくお願いします。

(事務局)

毎年、モニタリング報告を継続します。また報告し検討させていただきます。

(横山部会長)

今の段階では、改定ということをご了承いただけたと認識しております。ありがとうございました。

→ 原案どおり承認。

<報告案件>

司会を事務局に交代

報告案件(1) 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画のモニタリング報告について

■説明

(事務局) 概要説明

■意見等

(横山委員)

28 ページの被害動向に関して、これだけ捕獲してるにもかかわらず、被害が増えたというところが圧倒的に多い状況で、これはちょっと深刻と感じた。10,000 頭捕るという相当な努力をしているという割には、被害が減ってないというのは非常に難しい局面に入っていると思います。今までの対応では、このままどんどん被害が膨らんでいくという危険性を感じました。捕っても捕っても、被害はなくなるのが一番よくないと思いますので、また施策等をご検討いただければと思います。

(事務局)

わかりました。

(採井委員)

これだけの数のシカなりイノシシなりを捕獲して、どう処理処分してるかという項目がないと思います。いつもこの会合では、利活用をどうするか、ジビエに利用するか、そういった観点はできますが、後の処分はどうされるのかということが、項目としてない。例えば、埋設されている、焼却処分されているとか、一体どのぐらいの分量がそうなってるのかというデータは取られていますか。

(中川委員)

捕獲後の処理ですが、物体であったら、一般廃棄物になるわけです。一般廃棄物の場合は、各市町村でゴミの処理で引き取ってもらったり、また猟友会員が、埋設処理したり、いろいろやっています。

ただ、奈良県に処理施設は県全体としてありません。埋設を中心にやっています。そして各市町村の焼却炉の方へ持っていくのも、半分に割ってくれとか、3分の1にしてくれとか、各自治体、各地区によって、協議をしながら進めているのが、今の現状です。

(採井委員)

例えば、その埋設はその場所で捕獲した人が、個人でやるわけですか。

(中川委員)

そうです。被害を受けている方の協力を得たり、その地域の協力を得たりして、猟友会員だけでなく、みんなで協議をしながら、処理しているのが大半です。

(吉岡委員)

第7次計画で生息数 58,000 頭を目標に達成するには、10,000 頭の捕獲から 16,000 頭に変更されたわけですね。要するに、強度を増してきたはずなんですけど、猟友会で、そこまで捕獲しないといけないということですか。

(中川委員)

ものすごく全体的に増えています。捕るには捕っています。

(吉岡委員)

16,000 頭という目標を第7次計画に上げておられるけども、実質的には 10,000 頭で、だから農業被害も残っているということですが、その辺はどう行政的には考えておられますか。

(中川委員)

農水省の事業のモニタリングのテスト期間で、奈良県は地区に指定されています。ICTセンサーカメラやドローンを使って、生息数が多い地域で集中的に捕っています。

また、エサを撒いて、餌づけをして、集中的に捕るというやり方をテストでやっている。非常に効率がいい。今年度は1月から開始して昨日の時点で 40 頭ぐらい捕獲しています。

(大井委員)

捕獲の方法もいろいろ工夫されて、捕獲数を伸ばすように努力されていることはわかりましたが、死体処理が捕獲従事者の方のご負担になって、捕獲の努力量に影響を与えているということはありませんか。

(中川委員)

直接的にはないと思います。猟友会の会員の方は、猟犬を飼っておられる方もいるし、ペットフードへも流れます。また、ジビエ料理の講習とか県で主催していただいている。非常に好評もいただいているので、ジビエ料理の方と一緒に進めています。

(大井委員)

ご負担がないなら良いのかもしれませんが、実際に現場で動いてる捕獲従事者の方がどういうことをやられて、どういうふうに感じられてるか、ということも調査してみてもいいのかな、と思いました。

(事務局)

捕獲後の処理はそう思っています。その中で、処理施設は一朝一夕にはいきませんので、猟友会さんにご協力いただいて研修会をしています。捕った後の処理でできるだけ残渣を少なくするという目的で、捕った肉をおいしく食べるとか、

アクセサリーにしたらか、ご提案をしていただき、免許取られたすぐの方の研修会を今年から実施し、できるだけ量を減らすという努力をしていただいています。

それから捕獲数の増加は、課題でもっと捕らないといけないと、県としても認識しています。その中で、3年前に森林環境税いただきまして、捕獲単価を引き上げさせていただいております。その効果もあって、毎年捕獲数については伸びております。引き続き、県としても努力してまいりたいと考えています。

報告案件（3）奈良県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画のモニタリング報告について

■説明

（事務局）概要説明

■意見等

（大井委員）

被害対策の効果についてアンケートされていますが、例えば、藪刈払、追い払い、有害捕獲、どんなやり方をしたら効果があるのか、ないのか、その辺も少し深掘りしていただけると、実際、地域での対策に生かせるようなものが出てくると思うが、その点、何か分析されていますか。

（事務局）

そこまでの分析ができていないのが実情です。「効果がない」という方に対して、本当に今やってる状況を教えてもらい、正しい柵であるのか、正しい追い払いであるのか、ということも大きな要素だと思いますので、対策として地域に入っていくときは、その調査から実行していくべきだと思っております。

（大井委員）

ぜひお願いいたします。

（横山委員）

3ページの農業被害が平成28年に下がっているんですが、何らか対策が功を奏して、ここで減っているのか、何か指標の変更とか何かそういったことがあったのか、どちらだったのですか。

だいぶ捕獲をされているようなので、その捕獲の効果なのかもしれないな、と思いました。

（事務局）

即答できないので、調べておきます。

報告案件（4）奈良県ツキノワグマ保護管理計画のモニタリング報告について

■説明

（事務局）概要説明

■意見等

（森山委員）

捕獲したクマを放すときに、マイクロチップをつけてその後の行動データをとっていくわけですね。

この中の動物の中でも一番人間にとって恐ろしい存在は、やっぱりクマだと思います。

それが一旦、人に捕獲されて、チップをつけて放した後、人里には怖がってクマの方が出てこないとか、どういう行動をとっているのか、そのあともまた当たり前のように、特に人里、山里に変わらないように出ているのか、わかりますか。

（事務局）

今回の9頭については、捕獲したときに、マイクロチップを読み取る機械があるんですが、それで履歴がでます。9頭のうち1頭だけ和歌山の方で過去2回捕まってる記録があって、それ以外は0件という状況で、奥山放獣ということをしております。奈良県で放獣した後については、その後、奈良県の在所等に現れたということはありません。

（森山委員）

そしたら捕まえる意味があるんでしょうね。

（事務局）

学習放獣のとき、花火でびっくりさせたりとか、やってから放獣しています。全体の件数としても少ない中で、学習放獣という効果があるかなと考えています。

（森山委員）

あとマイクロチップをつけたらどんなデータがとれるのですか。

（事務局）

マイクロチップの方のデータにつきましては、基本的には過去に捕まえた履歴しかわかりません。

(横山委員)

個体識別をするだけ。

(吉岡委員)

先生おっしゃってるのは多分、GPS機能がついた。

(森山委員)

そうそう

(吉岡委員)

県会で予算つけてくれはったらね。GPSを付けられます。

(大井委員)

ぜひ付けれるように、お願いします。

(事務局)

そちらの調査についても、今後考えておきまして、捕獲できたものに首輪で、今現在の位置がわかるような発信する機器をつけてということは考えておりますが、まだそれができてないということです。

(大井委員)

和歌山の方で捕獲放獣されたものがあるとおっしゃってましたが、どの個体を教えていただけますか。

(事務局)

④番の個体がそうです。

報告案件（５）奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画のモニタリング報告について

■説明

(事務局) 概要説明

■意見等

(横山委員)

文化財保護法等に基づく捕獲条件というのは、どのようにして決まっていますか。こちらから要望するのか。文化財としてここまでと、向こうから言われてしまうのか。もう少し捕獲数を上げれないか、ということをお願いしたいが。

(事務局)

計画には捕獲目標が入っていないです。毎年、実施計画を策定して、実施頭数を決めています。それは「奈良のシカ保護管理検討委員会」を毎年開いていまして、そこで捕獲頭数の決定しています。この委員会で決めた数を上限としています。

(横山委員)

つまり奈良県からこれだけの捕獲を要望してるということですね。わかりました。

<その他>

(森山委員)

さっき揉井先生の方から、シカの捕獲後の処理の内訳で埋めたり、ジビエになったり、そういう内訳がわかるなら、知りたいと思います。

いろんな管理計画を立てて、各農作物の被害を防いでいこうと進められていますよね。

一方、捕ってきたシカは、捕った場所で処分するんじゃなくて、移動させて、施設で解体する作業があると聞いています。その施設で作業するにあたって、解体して処理していく中で、血もでできます。

そういう血が出てきたときに、ちゃんと合併浄化槽で処理されて、その地域の農業用水路に流されてるのかといえば、どうもそうではなくて、農家の人を守るはずになってる計画が、ジビエの処理場のところから出てる衛生上の問題で、逆に農家の方が気にしてるような話も聞いています。

ジビエの施設がありますけれども、ちゃんと管理をされたり、そういう施設は備えられているのかなということで、そのあたりわかることがありますか。

(事務局)

その残渣の処理の状況については、統計的なデータはないです。

排水がご心配ということで、そのとおりだと思います。新しくできた処理施設については、五條にジビエール五條があって、従来からの上北山村さんがやってるような施設とか、今度、宇陀市の方でも施設が整備されました。

ジビエの処理については、ある程度、短い時間で処理する必要があります。大体、夏場だと1時間ぐらい、冬だと2時間と言われていますが、処理を速やかにしないといけないのがあって、大きな施設を作って、そこに持ってきてくださーいとはいかないので、市町村さんを作っていただけませんかということをお願いしています。その中で、やろうかと言っているところには、施設を作っていただいているというのが現状です。ご心配の衛生上の問題ということについては施設を作る際には当然保健所の許可が必要です。すべての施設で許可を取って実施されていると思っています。

(森山委員)

建築確認があるということは大前提ですね。わかりました。

以上